

# 森林認証取得支援事業実施要領

## 第1 趣旨

森林認証取得支援事業の実施については、埼玉県林業関係補助金交付要綱（平成2年12月25日制定。以下、「要綱」という。）のほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 目的

本事業は、森林所有者や製材業者等が行う森林認証の取得等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、埼玉県産木材等の付加価値を高めることを目的とする。

## 第3 補助対象

補助対象は、別表1に定めるとおりとする。

## 第4 事業細目及び事業主体

事業細目及び事業主体は、別表2に定めるとおりとする。

## 第5 補助対象経費

補助対象経費は、別表3に定めるとおりとする。

## 第6 事業計画

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、事業実施計画承認申請書（様式1）を知事に提出し、承認を受けるものとする。  
知事は、事業実施計画書の承認を行ったときは、申請者に通知するものとする。
- (2) 事業実施計画書は実施する事業細目毎に提出するものとする。
- (3) 申請者は、承認を受けた計画の内容に変更が生じる場合には、遅滞なく第1項に準じて知事の承認を受けるものとする。
- (4) 知事は、事業計画又はその変更の内容が、次に掲げる条件をすべて満たすと認められる場合に承認を行うものとする。
  - ア 事業内容が第2に規定する事業目的に沿うものであること。
  - イ 事業内容が適切であり、当該計画が確実に実施されると認められるものであること。

## 第7 交付決定前の着手

当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、申請者は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、補助金交付決定前着手届（様式2）により知事に届け出るものとする。

## 第8 報告等

申請者は、別表4に定める資料を作成し、要綱第9条の規定に定める実績報告書に添付して知事に提出するものとする。

## 第9 補助金の交付に当たって付すべき条件

知事は補助金の交付に当たり、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 森林管理認証のうち申請書作成の交付決定を受けた者は、当該事業に係る補助金の交付決定の翌年度内までに認証審査を受け、様式3を知事に提出するものとする。  
なお、認証審査を受けなかった場合は、当該交付を受けた補助金相当額を返還させることがある。
- (2) 森林管理認証及び加工流通管理認証の初回審査又は定期審査等の交付決定を受けた者は、当該認証の有効期間内に認証取消となった場合、交付を受けた補助金相当額を返還させることがある。
- (3) 本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第2条別表の規定を適用して算定した額と、交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表1 補助対象

下表の森林認証制度における森林管理（FM：Forest Management）認証及び加工流通管理（CoC：Chain of Custody）認証の取得、定期審査等※。

補助対象とする森林認証制度
F S C (Forest Stewardship Council：森林管理協議会)
P E F C (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)
S G E C (Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議)

※初回認証取得後、更新審査までに実施される4回に限る。なお、「定期審査等」とは、審査機関が被認証者に対して認証基準の順守状況を年1回確認・審査するもの。

別表2 事業細目及び事業主体

事業細目		事業主体
森林管理認証	申請書作成 初回審査	埼玉県内に所在する森林の所有者及び管理者等で、森林管理認証を取得する者
	定期審査等	埼玉県内に所在する森林の所有者及び管理者等で、森林管理認証を継続する者
加工流通管理 認証	初回審査	さいたま県産木材認証事業体又は県内の森林管理認証林から生産される特用林産物を取り扱う事業体等で、加工流通管理認証を取得する者 ただし、県内に主たる事業所を有する者の県内の事業所等に限る
	定期審査等	さいたま県産木材認証事業体又は県内の森林管理認証林から生産される特用林産物を取り扱う事業体等で、加工流通管理認証を継続する者 ただし、県内に主たる事業所を有する者の県内の事業所等に限る

※グループ認証を取得する場合は、グループを構成する各者が要件を満たすこと。

別表3 補助対象経費

事業細目		補助対象経費
森林管理認証	申請書作成	初回審査用の申請書作成に係るコンサルタント料
	初回審査	認証機関に支払う初回審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費
	定期審査等	認証機関に支払う定期審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費
加工流通管理 認証	初回審査	認証機関に支払う初回審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費
	定期審査等	認証機関に支払う定期審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費

別表 4

事業細目		実績報告書添付書類	確認書添付書類 (交付決定の翌年度内に提出)
森林管理認証	申請書作成	コンサルタント機関との契約書等の写しと支払いに関する書類の写し	認証機関との契約書等の写しと支払いに関する書類の写し又は認証書の写し
	初回審査	認証機関との契約書等の写し、審査結果等が分かる書類の写し、支払いに関する書類の写し及び認証書の写し	—
	定期審査等	審査結果等が分かる書類の写し、支払いに関する書類の写し及び認証書の写し	—
加工流通管理 認証	初回審査	認証機関との契約書等の写し、審査結果等が分かる書類の写し、支払いに関する書類の写し及び認証書の写し	—
	定期審査等	審査結果等が分かる書類の写し、支払いに関する書類の写し及び認証書の写し	—

様式1

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 ○○○○

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

令和 年度森林認証取得支援事業（変更）実施計画承認申請書

令和 年度森林認証取得支援事業を実施（変更）したいので、森林認証取得支援事業実施要領第6の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 事業（変更）実施計画書 別紙のとおり

注：変更計画の場合、変更前を（ ）書き、変更後を裸書きとする。

別紙

## 森林認証取得支援事業（変更）実施計画書

### 1 事業の内容

事業細目		実施※	制度※	認定取得予定時期	摘要
森林管理認証	申請書作成				
	初回審査				
	定期審査等				
加工流通管理認証	初回審査				
	定期審査等				

※「実施」欄には、本事業で実施を計画する区分に○をつけること。

※「制度」欄には、取得予定又は取得済みの森林認証制度を記載すること。例)「SGEC」等

### 2 計画する事業箇所等

(1) 事業箇所

(2) 計画予定量

(森林管理認証は森林面積(ha)、加工流通管理認証は主な取扱品目及び県産認証林産物取扱量(m<sup>3</sup>等))

### 3 事業費

事業費	負担区分			備考
	県補助金	事業主体負担金	その他	
円	円	円	円	

### 4 添付資料

- (1) 事業費の根拠となる見積書等
- (2) 計画する事業箇所の位置図等
- (3) 要領第4を満たすことを証する書類等
- (4) 初回認証書の写し(定期審査等のみ)

様式2

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 ○○○○

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

令和 年度森林認証取得支援事業補助金交付決定前着手届

令和 年度森林認証取得支援事業実施要領第7の規定に基づき、事業を交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の概要
  - (1)事業細目
  - (2)事業実施箇所
  - (3)事業内容
  - (4)事業費
- 2 交付決定前の着手を必要とする理由
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日

(別記条件)

- 1 決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体の負担とする。
- 2 対象事業として決定されない場合又は補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

様式3

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事 ○○○○

住所又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

森林認証取得支援事業のうち森林管理認証（申請書作成）にかかる確認書

森林認証取得支援事業実施要領第9の規定に基づき別表4の資料について、下記のとおり提出します。

記

提出資料（次のいずれかに○印を付けること）

- ( ) 認証機関との契約書等の写しと支払いに関する書類の写し
- ( ) 認証書の写し